

小平市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

1 改定の理由

(1) 国民健康保険制度改革に伴う対応

平成30年度より国民健康保険の運営に都道府県が加わり財政運営の中心的な役割を担うことになる。従前の国民健康保険税は、保険給付費等の支払いや後期高齢者支援金等、介護納付金の納付に要する費用に充ててきたが、改正後の上記、国民健康保険に要する費用は、都道府県単位に集約され、市が徴収した国民健康保険税は、国民健康保険事業費納付金の納付に充てることになる。

(2) 国民健康保険税の税率改定

国民健康保険の被保険者数の減少に伴い、保険税収入は減少すると見込まれる。一方、一人当たりの医療給付費は、高齢化の進展や医療の高度化により、今後も増加が見込まれる。

これらの状況を踏まえつつ、新たに負担する国民健康保険事業費納付金を含めた財政推計に基づき、平成30年度及び31年度の財源不足を補うため、国民健康保険税の税率（所得割額及び均等割額）を改定する。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の充当に関する規定の改正（第9条関係）

国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の充当に関する規定を改正する。

(2) 国民健康保険税の税率改定（第10条関係、第12条から第16条関係、第28条関係）

		現 行	改 定 案	増 減		伸 率
				増 減	伸 率	
医療保険分	所得割額	5.35 %	<b>5.51%</b>	0.16 割	3.0%	
	均等割額	22,500 円	<b>23,700 円</b>	1,200 円	5.3%	
	調定額	2,196,826 千円	2,253,470 千円	56,644 千円	2.6%	
	収納額	2,023,277 千円	2,075,446 千円	52,169 千円		
後期高齢者 支援金分	所得割額	1.85 %	<b>2.05 %</b>	0.20 割	10.8%	
	均等割額	10,900 円	<b>11,400 円</b>	500 円	4.6%	
	調定額	850,482 千円	906,965 千円	56,483 千円	6.6%	
	収納額	783,294 千円	835,315 千円	52,021 千円		
介護保険分	所得割額	1.27 %	<b>1.55 %</b>	0.28 割	22.0%	
	均等割額	15,600 円	<b>15,500 円</b>	-100 円	-0.6%	
	調定額	317,259 千円	344,181 千円	26,922 千円	8.5%	
	収納額	285,216 千円	309,419 千円	24,203 千円		
合 計	所得割額	8.47 %	<b>9.11%</b>	0.64 割	7.6%	
	均等割額	49,000 円	<b>50,600 円</b>	1,600 円	3.3%	
	調定額	3,364,567 千円	3,504,616 千円	140,049 千円	<b>4.2%</b>	
	収納額	3,091,787 千円	3,220,180 千円	<b>128,393 千円</b>		

<参考>

標準保険料率

	所得割額 (%)	均等割額 (円)
医療保険分	7.14	40,621
後期高齢者支援金分	2.34	13,259
介護保険分	1.95	14,555

(3) その他の改正

市が行う国民健康保険の事務についての文言を整理する（第1章及び第1条関係）。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 予算措置

平成30年度国民健康保険事業特別会計予算案は、改正後の保険税額により編成している。